

死亡を事由とした買取申出の手続きについて

①農業委員会事務局へ

提出していただく書類：「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」 **2部**
※毎月20日までに提出していただくと、翌月の農業委員会総会に諮りますので、その後証明書が発行されます。

提出先及びお問い合わせ先：農業委員会事務局（八尾商工会議所内 3階 TEL 072-924-3897）

②買取り申し出書等の提出

提出していただく書類：

- ・買取申出書（1筆 1枚 申出者は土地の所有者になります。） **※実印**
- ・印鑑登録証明書
- ・死亡を確認出来る書類（戸籍謄本等）
- ・農業の主たる従事者証明書
- ・周辺状況図（S = 1 / 2, 500）
- ・現況写真
- ・写真撮影位置図
- ・所有権以外の権利の消滅誓約書
- ・登記事項証明書（土地登記簿謄本）
- ・地図に準ずる図面（公図）
- ・地積測量図（ある場合のみ）

法務局で発行され、公印が押印された本通（オンライン登記情報提供制度で発行され、公印の押印が無いものは不可）

※代理人の方が提出される場合は、**委任状**の提出が必要です。

※印鑑登録証明書の住所、戸籍謄本の本籍地や登記簿謄本の所有者住所が同一でない場合は、住所等の整合がとれる書類（例：本籍記載の住民票、地番改正の証明書など）が必要です。

提出先：農とみどりの振興課（西館2F TEL 072-924-9864）

<提出後の処理の流れ>

- ①当日は仮受付証を発行し、提出内容の確認後、後日受理通知書を送付いたします。
- ②受理日から1か月後までに、市役所内での買取希望の有無につき通知書を送付いたします。
- ③受理日から3か月の間、買取希望の連絡がなかった場合、3か月が経過した日以降、当該生産緑地の行為制限が解除となります。